

## 議案第 3 1 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正  
する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を  
改正する規則

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 2 2 年  
上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）」を削り、同号を第 1  
1 号とし、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号。以下この号において「法」と  
いう。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務  
（市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条  
及び第 2 条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げる  
もの

ア 法第 7 条第 1 項の規定により、児童手当の受給資格及び額を認定  
すること。

イ 法第 2 6 条第 3 項の規定により、届出を受理すること。

ウ 埼玉县市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関す  
る事務の取扱いに関する規則（平成 1 8 年埼玉県教育委員会規則第  
5 号）第 2 条の規定により、児童手当受給者台帳を作成し、及び保  
管すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成17年埼玉県条例第71号）の規定により上尾市が処理することとされた県費負担教職員に係る児童手当に関する事務について、その権限を教育長に委任するよう所要の改正を行いたいので、この案を提出する。